

(別紙様式第3の1)

裁判所 使用欄	A			千円	B			千円
	確認			確認				

I D	
受付日	

※ 修習専念資金IDを付与されている者は、「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。

※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

修習専念資金の額の変更申請書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習専念資金の貸与を(□受けようとする者／□受けている者)ですが、一貸与単位期間ごとの修習専念資金の額を2の事由により3の額に変更したいので申請します。

1 申請者

氏名	フリガナ	名	生年月日	西暦
	氏			年 月 日

2 変更の事由(該当するものを選択する。)

<input type="checkbox"/> ① 基本額に加算した額(月額12万5千円)の貸与を希望するため
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。), 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)を有することとなった(有している)ため
事由発生日 令和 年 月 日
添付書類 <input type="checkbox"/> 申述書 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> ② 基本額(月額10万円)の貸与を希望するため

3 変更後の一貸与単位期間の修習専念資金の額(該当するものを選択する。)

<input type="checkbox"/> ① 12万5千円
<input type="checkbox"/> ② 10万円

(注意)

1 基本額に加算した額の申請をする場合には、申述書(配偶者があることを理由とする場合には、配偶者と連名のもの)を添付し、配偶者以外の扶養親族があることを理由とする場合には、当該扶養親族の身分証明書(健康保険証、運転免許証、母子手帳等)の写しを添付すること。

また、配偶者及び子以外の扶養親族があることを理由に基本額に加算した額の申請をする場合には、上記のほか、当該扶養親族の収入に関する証明書(非課税証明書、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)を添付すること。なお、配偶者及び子以外の扶養親族とは、(1)に該当する者((2)に該当する者を除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。

- (1) i 満60歳以上の父母及び祖父母
ii 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
iii 重度心身障害者
 - (2) i 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受けける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
ii 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 2 増額事由が発生する場合又は減額を希望する場合には、届出日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(届出日が貸与単位期間の初日であるときは、その日の属する貸与単位期間)以降に係る修習専念資金の額から増額又は減額することとなる。

【記載例】

修習専念資金IDを記載してください。

ID	
受付日	

※ 修習専念資金IDを付与されている者は、「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。
※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

修習専念資金の額の変更申請書

最高裁判所

いずれかにチェックを入れてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、最高裁判所から修習専念資金の貸与を(□受けようとする者／☑受けている者)ですが、一貸与単位期間ごとの修習専念資金の額を2の事由により3の額に変更したいので申請します。

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称は不可)。
フリガナは、必ず記載してください。

1 申請者

氏名	フリガナ	シホウ	イチロウ	生年月日	西暦
	氏	名	一郎		1990年09月27日

扶養加算を希望する場合は、チェックを入れ、事由発生日は要件を取得した日を記載してください。
また、必要書類を添付してください。

2 変更の事由

① 基本額に加算した額(月額12万5千円)の貸与を希望するため

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。), 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)を有することとなった(有している)ため。

事由発生日	平成 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 申述書 <input type="checkbox"/> その他()

② 基本額(月額10万円)の貸与を希望するため 基本額に加算した額(月額12万5千円)の貸与を受けている者が、基本額(10万)へ減額を希望するときに選択する。

3 変更後の一貸与単位期間の修習専念資金の額(該当するものを選択する。)

① 12万5千円

② 10万円

(注意)

1 基本額に加算した額の申請をする場合は申述書を添付し(配偶者があることを理由とする場合は、配偶者と連名のもの), 配偶者以外の扶養親族があることを理由とする場合は、当該扶養親族の身分証明書(健康保険証、運転免許証、母子手帳等)の写しを添付すること。

また、配偶者及び子以外の扶養親族があることを理由に基本額に加算した額の申請をする場合には、添付書類として当該扶養親族の収入に関する証明書(非課税証明書、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)を添付すること。なお、当該扶養親族に該当する者は、(1)に該当する者((2)に該当する者は除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。

- (1) i 満60歳以上の父母及び祖父母
ii 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
iii 重度心身障害者
- (2) i 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
ii 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

2 増額事由が発生する場合又は減額を希望する場合には、届出日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(届出日が貸与単位期間の初日であるときは、その日の属する貸与単位期間)以降に係る修習専念資金の額から増額又は減額することとなる。

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消してください。

